

令和 4 年

第 6 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和4年 第6回 (定例) 臨時委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和4年4月25日 午前・(後) 2時00分	両津地区公民館 3階 会議室
閉会日時	令和4年4月25日 午前・(後) 4時00分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出席者	欠席委員	会議録署名委員
教育長 新発田 靖		仲川 正道
1番委員 仲川 正道		瀧川 紀子
2番委員 中村 友子		
3番委員 池 典比古		
4番委員 瀧川 紀子		
説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
教育次長 磯部 伸浩	社会教育課	
教育次長補佐 兼社会教育課長 市橋 秀紀	中央図書館長 村岡 直	
	佐渡学センター長 濱崎 賢一	
	佐渡学センター	
教育総務課	文化振興係長 鶴間 基宏	
課長 柳澤 正二	佐渡学センター	
課長補佐 飯田 誠	文化学芸係学芸員 平野 黎	
総務係主任 小林 唯美	社会体育係長 高橋 敏直	
学校教育課	世界遺産推進課	
課長 森 和人	課長 正治 敏	
管理主事 福井 晴人	文化財室長 藤井 隆博	
	文化財保護係長 坂下 肇	
	文化財保護係主任学芸員 市橋 弥生	
傍聴人	(有)・無	1人
報告の要旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果	
なし	
会議に付議した事件の題目	
議案第 20 号	佐渡市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 21 号	佐渡市博物館及び資料館所蔵資料利用要綱の制定について
議案第 22 号	相川郷土博物館の臨時休館について
議案第 23 号	佐渡市文化振興ビジョンの策定について
議案第 24 号	佐渡市文化財の指定解除について
議案第 25 号	佐渡市文化財保護審議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 26 号	佐渡市博物館協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 27 号	佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 28 号	佐渡市社会教育委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 29 号	佐渡市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 30 号	佐渡市地区公民館長の委嘱に係る専決処理について
議案第 31 号	佐渡市地区公民館分館長の委嘱に係る専決処理について
議案第 32 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 33 号	佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 34 号	佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱に係る専決処理について
議案第 35 号	佐渡市教育委員会職員の懲戒処分等に係る専決処理について
議案第 36 号	佐渡市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 37 号	佐渡市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処理について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校情報について 2 佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱の一部改正について 3 佐渡市ジュニアスポーツクラブ遠征費補助金交付要綱の一部改正について 4 佐渡市小学校・中学校再編統合計画の策定スケジュールについて
次回会議開催日	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有・ 無 有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<p>・新発田教育 長</p>	<p>◎本定例教育委員会は、午後2時00分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今から令和4年第6回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、仲川委員と瀧川委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。 ・日程第2、議案第20号「佐渡市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。
<p>・森学校教育 課長</p>	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条第15号及び第16号の特別休暇の介護休暇で、「引き続き在職した期間が1年以上」という外国語指導助手の要件がなくなりました。 ・第17条第1項の育児休業で、第1号の「引き続き在職した期間が1年以上である者」という要件が削除され、第2号の要件をそのまま条文に加えました。 ・第17条の2として、新たに部分休業が加わりました。
<p>・新発田教育 長</p> <p>・委員全員</p> <p>・新発田教育 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ今の説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。 ・質疑なし ・質疑なしと認めます。 ・これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
<p>・委員全員</p> <p>・新発田教育 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし ・異議なしと認めます。 ・よって、議案第20号「佐渡市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決されました。 ・日程第3、議案第21号「佐渡市博物館及び資料館所蔵資料利用要綱の制定について」、事務局の説明を求めます。
<p>・市橋社会教 育課長</p>	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市の博物館また資料館の所蔵資料等閲覧及び複製模写貸出等の内容について要綱がありませんでした。 ・趣旨としまして、第1条の「教育委員会所管の博物館及び資料館が所蔵する資料の利用について必要な事項を定めるものとする」ことで、定義については、第2条「資料の利用とは、学術その他の研究及び展示又は出版物等への掲載のため、閲覧、模写、複写、複製及び撮影又は資料の館外貸出しをいう」とあります。 ・基本的には第7条で「資料の利用ができる場合は、学術その他の研究及び教育又は文化に関する事業の用に供することを目的とするときに限る」と考えており、今回要綱にまとめ上程しました。
<p>・新発田教育 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ今の説明に対しまして、質疑等はありませんでしょうか。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋課長のお話しなされたことで若干驚いているのですが、これまでは要綱の制定がなかったこと、その都度申請書を出して貸出しや閲覧等してもらっていたこと。ではこれまで年間どれくらいの利用があったのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱崎佐渡学センター長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間 150 件以上の利用申請があります。 ・ 新しい要綱の中に、資料が損傷したり亡失があったり、それから損害賠償という項目もありますが、今までもそういうトラブル等はありませんでしたか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱崎佐渡学センター長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで申請書が出されますと、許可証ということでやっていたのですが、不受理の許可というものは出されていなかったことがあります。結局、許可をしないという内容がなかったことがあったので、今回のトラブルがあった状況でありますので、このような形で定めさせていただいたということと、博物館以外にも資料館等もありますので、そこでは博物館長以外のものということで定めがなかったもので、そこで教育委員会の許可ということで今回定めさせていただいたものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なくしたり傷んだりすることはなかったのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱崎佐渡学センター長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのようなトラブルはありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特にトラブルはなかったということですね。 ・ 特にトラブルはなかったということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他質疑ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第 21 号「佐渡市博物館及び資料館所蔵資料利用要綱の制定について」は、原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 4、議案第 22 号「相川郷土博物館の臨時休館について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋社会教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度 6 月から相川郷土博物館の耐震工事が始まります。臨時休館日については、令和 4 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日ということです。24 ページをご覧ください。「2 経過」のところで、令和 2 年度に耐震改修工事基本設計、令和 3 年度に耐震改修工事実施設計、展示更新工事実施設計を行ったということで、令和 3 年度に設計が全て終わりましたので、今年度から 2

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<p>箇年にわたり相川郷土博物館の耐震工事がスタートする内容です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して、質疑等がありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震設計は終わっているということですね。耐震工事の上に復元もされるということですが、もう入札は終わっていますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・濱崎佐渡学センター長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札は6月以降を考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると総工費は言えませんね。 ・ 全体の予算額。
<ul style="list-style-type: none"> ・濱崎佐渡学センター長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1億 1,300 万円の予定です。それで令和4年、5年の2箇年の継続費になりまして、トータルでいきますと3億 6,700 万円ということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 ・濱崎佐渡学センター長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ棟も入れて、3億ですか。 ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他質疑ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第 22 号「相川郷土博物館の臨時休館について」は原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 5、議案第 23 号「佐渡市文化振興ビジョンの策定について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以前、この委員会で一度、この内容については説明させていただきました。その後パブリックコメントをとりまして、策定委員会の中で検討した結果を今回この場で説明させていただき最終として参りたいと考えております。 ・ 説明については、鶴間係長からお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・鶴間文化振興係長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回 2 月 14 日の教育委員会で協議事項としてあげました。その協議を経てパブリックコメントを 3 月 7 日から 4 月 8 日まで実施しています。資料の方は、文化振興ビジョン案と冊子の方に記載しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントにつきましては、1 か月ぐらいの期間行いました。合計で意見の方は 3 件提出されております。今回、ビジョンに反映すべき意見というものは 3 件のうち 1 件、残りの 2 件については、提案といえますか、ビジョンとはまた違う趣旨の意見でありましたので、実際に反映されたのは

<p>・新発田教育長</p> <p>・仲川委員</p>	<p>そのうちの1件となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その1件の内容ですが、佐渡市はSDGsの未来都市を目指す都市として今動いておりますが、文化振興ビジョンにおける取組もSDGsに資するものであると考えますので、その表記を強化してはどうかという意見です。佐渡市のSDGs未来都市は今申請していますが、文化を活用して持続可能な島を目指すというような趣旨になっています。そのことから考えますと、文化を保存継承するという文化振興ビジョンについては当然SDGsに資するもので、その根底にあるものと考えて、この意見に対して対応させていただいています。 ・ 具体的には、表記になりますがビジョンの12ページの文化振興ビジョンの「めざす姿」で「世界に誇れる歴史・文化と自然の島」を目指すために、下の方に図がありますが、文化をいろいろな分野に活用した上で、文化振興を図るという趣旨で、その横には当然SDGsに資するという事でSDGsに関連ゴールの指標を入れさせていただきました。13ページ、14ページの「めざす姿」を達成するための「基本方針」を3つ定めております。「保存活用する」「人材を育てる」「環境を整備する」それぞれに関連するSDGsがありますので、関連SDGsのマークを入れさせていただきました。 ・ また、2月14日教育委員会でご意見いただきました、3ページの文化の範囲の図ですが、この集合図が佐渡の文化とわかりにくいというご意見をいただきました。「裂き織り」とか「陶芸」はどこに入るのかというようなご意見としていただきましたので、この辺りも佐渡の文化に合うように修正をさせていただきました。 ・ また、文字の使い方、用語の使い方について、ご指摘いただきました。「安全安心」とか「取組」の送り仮名の関係については全ページ見直しをして、全て統一した用語に修正させていただきました。 ・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。 ・ 全部目を通させていただきました。大変よくできていると思います。これで文化振興ビジョンについては、協議事項等も合わせて3度お話しをしているかと思いますが、1番最初の骨格のところでは今回は2つの大きな柱があった。 ・ 1つは文化について、あるいは文化財について、ほぼ保全プラス活用であるという切り口がありました。 ・ もう1つが、文化の解釈について、広義、広い意味の解釈をする。いわゆる伝統文化だけではなくて、自然とか歴史も含めて文化と考える。そのことに従って全編書かれておまして、文章もとても平易でわかりやすかった。ありがとうございました。 ・ その上で、これからの課題が、いかにこれをアクションにつなげていくかということになるかと思いますが、よろしく願いいたします。 ・ 何点か、細かいところですが気になった点をお話しします。
-----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋社会教育課長 ・ 新発田教育長 ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ページに、「ビジョンの期間」とあり、その中で策定後5年を経過した段階で中間見直しをするとあります。これは大変結構だと思いますが全編を通して「世界遺産」という言葉が1つも出てこない。「金銀山」は2回出てきたと思いますが、「世界遺産」という言葉が出てきません。5年経った時には何らかの結論が出ていると思いますので、策定に向けて「世界遺産」をどう保護・保全して活用していくかという視点を次の機会にはぜひ入れてもらいたい。 ・ それから、言葉の使い方について、鶴間さん、「取組」という言葉を気にしていただいてありがとうございました。1か所だけ見落としがありましたので申し訳ないが指摘しておきます。9ページの上から2行目のところだけ見落としがありますので直していただきたい。 ・ それから、用語について17ページの真ん中のところ、前回気にはなっていたのですが指摘しないでおいたらそのままになっていました。「高付加化」という言葉が書いてあります。私は「高付加価値化」と言っているのですが、行政用語としては「高付加化」となっているのか。検討をしてください。「佐渡米の高付加化」と書いてありますがこれで良いのかどうか。 ・ 同じく17ページの下から7行目から5行目にかけての文章、混乱していると思います。この3行の文章。「今後も～続けています」で結んであります。恐らく「続けていきます」だろうと思いますし、その「取組を続けていきます」の前のところで、「システムの維持及び活用した取組」と書いているのですが、日本語としては、若干不自然だと思います。「システムを維持し、活用する取組を続けていきます」とすべきところかなと思います。 ・ もう1点だけ。3ページの集合図です。これも前回から随分配慮していただいてありがとうございました。集合図から「民謡」が抜けてしまっているのですが、佐渡文化財団のとても大きな柱の1つに「民謡」がある。それが、どこを探しても出てこないの、ぜひ出していただきたい。 ・ ご指摘ありがとうございました。修正するところについては、修正させてもらって、皆様にもう1度修正したものを新しくお送りしてそちらを最後とさせてもらいたいと考えております。今、委員の方から言われました世界遺産の関係なのですが、これはビジョンでありまして、今年1年かけまして早いうちにアクションプランを立ち上げたいと考えておりますので、その中で世界遺産関係の部分も含めてまた考えていきたいと思っております。 ・ よろしく願いいたします。 ・ その他質疑ありますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ それでは、今の指摘についてはこの後修正したものをお送りすることでこの案について、採決をしたいと思っております。 ・ 本案を、この後修正することを前提として決することにご異議ありませんでしょうか。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育 長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 23 号「佐渡市文化振興ビジョンの策定について」は原案通り、この修正を前提にして可決されました。 ・ 日程第 6、議案第 24 号「佐渡市文化財の指定解除について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治世界遺 産推進課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年 12 月 9 日付け佐世文室第 689 号で佐渡市文化財保護審議会に対し意見を求めた佐渡市指定有形文化財の調査について、別紙のとおり指定解除が適当であるとの答申がありました。つきましては、答申書のとおり佐渡市指定文化財彫第 16 号の石造狛犬の文化財指定を解除したいと思いますので協議くださるようお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育 長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して、質疑等ありますでしょうか。 ・ いたし方ないと思います。前回損傷の報告を受けた時に確か質問させていただきました。その時は、そちら側から、この石造狛犬が全国的に珍しいという説明だった。珍しいということについて、では他にもあるのか、全国的にどこにあるのか、どのくらいあるのかという質問をさせていただきましたが、今回はその回答をいただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋主任学 芸員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的なその室町時代の石造狛犬に関しましては、はっきりとした数が私の方では分かりませんでしたので、新潟県内にある石造の数を調べました。調査したところ、指定になっている石造につきましては 2 件、私の調べたところではありました。もう 2 件、そちらは木造の狛犬が指定をされておりました。時代が分からないものもあるのですが、そういった中で、この佐渡の室町時代の記録を示す石造の狛犬というものは、やはり珍しいものであると文化財保護審議会の委員の先生からもコメントをいただいております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 市橋主任学 芸員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造があると言いましたか。 ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 市橋主任学 芸員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それが、新潟県内に 2 件あるということですね。それと石造との関係がよくわからないのだが、説明してもらえますか。 ・ 補足いたします。室町時代の狛犬は木造のものが多いそうです。その中でも石造の狛犬という室町時代に作られた石造の狛犬という点で、佐渡のものが珍しいということだそうです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 市橋主任学 芸員 ・ 仲川委員 ・ 市橋主任学 芸員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ということは、室町時代の石造の狛犬は佐渡を除けば新潟県内に 1 件しかないということでしょうか。 ・ 今分かる段階では。 ・ 全国の方はまだ調べはつかないということですね。 ・ はい。

<p>芸員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 新発田教育 長 ・ 委員全員 ・ 新発田教育 長 ・ 委員全員 ・ 新発田教育 長 ・ 委員全員 ・ 新発田教育 長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結構です。 ・ その他質疑ありますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 24 号「佐渡市文化財の指定解除について」は原案どおり可決されました。 ・ 次に、議案第 25 号から議案第 37 号まで及び報告事項 1「学校情報について」は、人事及び個人情報に関する内容が含まれていることから、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 ・ 挙手 ・ 挙手多数です。 ・ よって、議案第 25 号から議案第 37 号まで及び報告事項 1 は秘密会とすることといたします。 <p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 25 号「佐渡市文化財保護審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、正治世界遺産推進課長より説明する。 ・ 議案第 26 号「佐渡市博物館協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。 ・ 議案第 27 号「佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、村岡中央図書館長より説明する。 ・ 議案第 28 号「佐渡市社会教育委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。 ・ 議案第 29 号「佐渡市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。 ・ 議案第 30 号「佐渡市地区公民館長の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。 ・ 議案第 31 号「佐渡市地区公民館分館長の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。 ・ 議案第 32 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、森学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 33 号「佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱に係る専決処理について」、森学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 34 号「佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱に係る専決処理に
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・高橋社会体育係長 	<p>ついて」、森学校教育課長より説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 35 号「佐渡市教育委員会職員の懲戒処分等に係る専決処理について」、柳澤教育総務課長より説明する。 ・ 議案第 36 号「佐渡市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。 ・ 議案第 37 号「佐渡市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長より説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり承認された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 1 「学校情報について」、福井管理主事より説明する。 <p>【以上の報告事項については、質疑を経て終了した。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、報告事項 2 「佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金交付要綱の一部改正について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正点としましては、今まで「日本スポーツ協会、そして日本レクリエーション協会、そして日本障がい者スポーツ協会及びその加盟団体」の資格を、資格取得の対象としていたのですが、今回それに加えて「新潟県スポーツ協会、新潟県レクリエーション協会、新潟県障害者スポーツ協会」の県レベルの資格も補助対象に加えさせていただく改正の内容です。 ・ 理由としましては、令和 3 年度、この補助事業を実施していた中で、県の団体で事例があったのですが、その指導者資格については、日本剣道連盟の資格ではなくて、県の競技団体の県の剣道連盟の指導者資格を取得して指導にあたってもらっているという団体もありましたので、今回県の協会の資格取得も対象にする形に拡大する内容になります。 ・ もう 1 点、申請書の添付書類のところで、運用していた中で条文と添付書類と記載の部分が一致していない部分がありましたので、その部分を改正するところが主な改正点になります。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・委員全員 ・新発田教育長 ・高橋社会体育係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して、質疑等はありませんでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項 3 「佐渡市ジュニアスポーツクラブ遠征費補助金交付要綱の一部改正について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この制度は、ジュニアスポーツクラブ等が、島外に大会または練習試合等で遠征する場合の船賃について支援する制度になります。 ・ 今までは、佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録制度に関する要綱に定めるジュニアスポーツクラブに登録している団体に対して、遠征費の補助をしておりました。 ・ 令和 3 年度運用していた中で、このジュニアスポーツクラブに登録して

	<p>いる団体ということで限定したところ、ジュニアスポーツクラブは年間を通じて継続的に活動する団体について登録していただいておりますが、一部短期的に活動するチームや選抜チーム等が補助を受けるためにジュニアスポーツクラブに登録するというような事例がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> そこで、今回、補助対象者を明確にするために、第3条の補助対象者を1つ目は佐渡市ジュニアスポーツクラブに登録している団体、それに加えてジュニアスポーツクラブに登録していない団体でも各競技団体長が選抜チームと認めた団体、その他市長が認めた団体ということで、今までジュニアスポーツクラブのみに限定していた支援制度を拡大する内容になります。 それに併せて、今までは「佐渡市ジュニアスポーツクラブ遠征費補助金」という書き方ですが、「ジュニアスポーツクラブ等」として、選抜チーム等を含める形で、名称を全て「ジュニアスポーツクラブ等」に改めたものです。 ただ今の説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に良いと思います。登録したものだけではなくてということなんですよね。「等」ということで、今までだと例えば選抜チームという形ですね。佐渡選抜で行くとかそういうものも含まれるということですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例でありましたのが、バスケットボールで、小学6年生の選抜チームを組織して島外等の大会に出場する場合とか、あと野球チームで、島内の少年野球のチームで選抜チームを結成して島外の大会に参加するという事例がありましたので、そういう場合も補助の対象にしたいということで改正した部分になります。
<ul style="list-style-type: none"> ・高橋社会体育係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・もう一つ、「市長が交付を認めた団体」となっていますが、これは今言った団体とは別にどんなものが考えられるのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、このあとAとBの合同チームで大会に出るとか、そういうことも一応想定して条件に応じて状況に応じてそういう部分を認められれば対象としたいということで、そういった記載も入れさせていただいたところでもあります。
<ul style="list-style-type: none"> ・高橋社会体育係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・今までだと、中学校が出る場合は、当然補助がもらえていたのですが、こういったジュニアが出る形がよいことになれば、これはそのまま合同チームや、佐渡市の部活動統一として出てくるチームもこの対象ということになって補助金が出るという考えでよいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・今我々その中学校の部活動の地域移行については、ここではしばらくは対象としてはしておりません。この後、学校教育課と連携して地域移行が進められていく中でまたどういう形がいいのかということ、学校の授業なのか地域の選抜チームなのかということもしっかり考えて、対象にするかどうかということは考えて行く必要があるかと。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・この後ということですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・1点はつきりさせておきたいのが、1ページ(2)の「各競技団体長が選抜チームと認めた団体」の「選抜チームと認めた団体」の意味が曖昧かな
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	

<ul style="list-style-type: none"> ・高橋社会体育係長 	<p>と思います。それぞれのスポーツにはそれぞれのメンバー枠がありますね。例えば、野球が9人だとプラス補欠も入れてベンチ入りが10何人、となっていた場合に、この機会だから部員全部選抜チームで連れていこうという理屈が通るのか通らないのか。30人いるからみんな選抜チームとして連れていくので佐渡市で船賃を補助してくれという理屈が通るのか通らないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野球で佐渡選抜の小学生のチームを結成したときに、新潟に大会に参加するという場合ですと、大会に参加する児童のメンバーの数というのは、ベンチ入りは18名と規定されておりますので、その大会に参加する、ベンチに入る、出場する方の遠征の部分を対象とするという形で考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 ・高橋社会体育係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他に連れていくのは、それにあたらないということですね。 ・ そうですね。要件、その大会については対象とならないと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほど練習試合という言葉も言いましたが、練習試合ではどう適用されるのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・高橋社会体育係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練習試合については、例えばその選抜のチームの中でも、例えば2チームいきたい、選抜の中でもA、Bチーム合わせて例えば20名、25名いきたいという形で皆さんがその練習試合に参加するという場合でしたら、その人数を認めるという形で考えております。 ・ 授業、大会、もしくは練習試合等があるのですが、そこに選手として実戦に実際その試合等に参加するという方の人数。まあ報告いただいた人数を審査して認めるという形で考えているところであります。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この競技団体長というのは、例えば、高等学校の部活動の顧問あるいは監督もそれにあたるわけですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・高橋社会体育係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この競技団体長と指していますのが、野球ですと野球連盟さん、バレーボール協会等で選抜チーム構成していれば、バレーボール協会の長が選抜チームで認めたチーム及びそのメンバーという形で考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動の監督ではない、バレーボール協会などの競技団体ということですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・高橋社会体育係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技団体の長が認めた団体となります。 ・ 今実際にありますのが、佐渡バスケットボール協会で、小学生の選抜チーム5年生男子・女子、6年生男子・女子というかたちで選抜チームを結成して、県内の各代表同士で大会を実施している場合があります。 ・ 少年野球では各自治体で選抜チームを結成してその対抗の大会という形で県大会そして全国大会につながる大会を実施しているのもありますので、そういう部分の選抜チームということですよ。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他質疑等ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項4「佐渡市小学校・中学校再編統合計画の策定スケジュー

<p>・ 柳澤教育総務課長</p>	<p>ールについて」、事務局の説明を求めます。</p> <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月の定例会の際には、4月、5月に市民との意見交換会を実施すると説明したところではありますが、5月下旬から7月中旬にかけて市民との意見交換会を実施することとなりましたので、この部分を変更させていただきたいと思います。 ・ 1か月ほどずれることによりまして、計画案の説明等、パブリックコメントにつきましては並行して行いまして、9月の計画公表のスケジュールについては変更せずに進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 ・ 9月に計画公表できましたら、10月以降にここにも書いてあります、「学校再編統合協議会（仮称）」ではありますが、この協議会において検討・協議を開始、可能などころから順次進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
<p>・ 新発田教育長</p> <p>・ 委員全員</p> <p>・ 新発田教育長</p> <p>・ 飯田教育総務課長補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項5「その他」ですが、事務局からありますでしょうか。 ・ 今日お配りした、「佐渡市立あいかわこども園」の内覧会の資料です。子ども若者課の方から、5月1日に実施しますので、教育委員会の委員の皆様にご紹介するようにと、チラシを配布しました。
<p>・ 新発田教育長</p> <p>・ 委員全員</p> <p>・ 新発田教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。 ・ 発言なし ・ 日程第20「報告事項」はこれで終了いたします。 ・ 日程第21「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。 <p>【次回の会議は、5月8日（日）に臨時会、5月26日（木）に定例会を開催したい旨を説明した。】</p>
<p>・ 新発田教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以上で、令和4年第6回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後4時00分終了</p>